

平成29年度鳥羽市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度鳥羽市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	給水件数	9,300件
(2)	年間総配水量	4,208千m <sup>3</sup>
(3)	一日平均配水量	11,530m <sup>3</sup>
(4)	主要な建設改良事業	74,199千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款	水道事業収益	1,351,500千円
第1項	営業収益	1,244,461千円
第2項	営業外収益	104,450千円
第3項	特別利益	2,589千円

支出

第1款	水道事業費用	1,097,500千円
第1項	営業費用	1,058,525千円
第2項	営業外費用	31,975千円
第3項	特別損失	2,000千円
第4項	予備費	5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額117,200千円は、当年度分消費税及び地方消費税

資本的収支調整額 2,176 千円と、過年度分損益勘定留保資金 115,024 千円で補てんするものとする。」

#### 収 入

第1款	資本的収入	81,000 千円
第1項	企業債	0 千円
第2項	分担金	31,664 千円
第3項	負担金	9,000 千円
第4項	国庫補助金	0 千円
第5項	他会計補助金	40,336 千円

#### 支 出

第1款	資本的支出	198,200 千円
第1項	建設改良費	74,199 千円
第2項	企業債償還金	120,846 千円
第3項	投資	20 千円
第4項	補助金等返還金	3,135 千円

#### (一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、150,000 千円と定める。

#### (予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 災害その他避けがたい事故、又は事業量の増加により予定額に不足が生じた場合。

#### (議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 95,100 千円
- (2) 交際費 20 千円

(他会計からの補助金)

第8条 高料金対策補助及び企業債元利償還金補助等のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、47,586千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、14,241千円と定める。

平成29年 2月28日 提 出

鳥羽市長 木田 久 主 一